

香川県ボランティア・NPO支援事業選考委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域社会の発展に重要な役割を担っている県内のボランティア・NPO等の自主的・自発的な活動を促進し、行政との協働を推進するため県が実施するボランティア・NPO支援事業に関する必要な審査、選考等を行う機関として、香川県ボランティア・NPO支援事業選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事項について審査し、その意見を知事に述べる。

- (1) 香川県特定非営利活動促進基金を活用したNPO支援事業の実施に必要な審査等に関すること。
- (2) かがわボランティア活動顕彰制度の褒賞選考に関すること。
- (3) その他ボランティア・NPO支援に係る事業の審査、選考等に関することであって、知事に意見を求められたもの

(組織)

第3条 委員会は、知事が委嘱する委員6人以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、非公開により行うものとする。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、政策部男女参画・県民活動課で行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成13年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は平成14年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成28年10月14日から施行する。